

守人第 29 号の 2  
令和 2 年 6 月 1 日

守口市職員労働組合  
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



2020 年夏季・一時金要求に対する回答について

- 1 夏季一時金については、期末手当 1.3 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.25 か月とする。
- 2・3 人事評価制度については、今後とも十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていくが、地方公務員法の規定に基づき、人事評価制度に関する実施要領のとおり、評価の処遇反映及び評価結果の活用を行っていく。
- 4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 5 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 6 再任用職員の夏季一時金については、期末手当 0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175 か月とする。会計年度任用職員の夏季一時金については期末手当 1.3 か月とする。
- 7 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 8 夏季一時金の支給日は、6 月 30 日とする。
- 9 夏季特別休暇については、6 日とする。  
取得については、昨年同様 1 日単位とする。なお、夏季期間中の半休等は年次休暇で対応していただきたい。
- 10 サービス残業は違法であり、根絶するまで指導の徹底を図る。超過勤務の適正処理は当然のことであり、そのために必要なことは引き続き努力する。

11 市民サービスを維持向上させるために、職員採用試験の実施や適切な人員配置に向け努力する。

12 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはない。今後とも地方自治の本旨に基づいた行政運営に努める。

※1 生活改善については、改善の必要性を認識し、秋闘、賃金確定時の中で具体的に実施できるよう引き続き努力する。

※2 職場改善については、次のとおりとする。

- 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて過重な超過勤務の解消に努めていく。
- 休暇については、5日以上の計画的な年次有給休暇の取得及び夏季休暇の取得について、できる限りの手段を講じていきたい。
- 「(守口市版)働き方改革」を推進し、すべての職員が働きやすい職場環境づくりを目指し取り組んでいく。